

12番 三田地泰正でございます。通告に基づき一般質問を行います。

改正農業経営基盤強化促進法の施行により、将来の農地利用を検討する地域計画づくりが本格化します。地域計画の核となる目標地図（10年後にめざす農地利用の具体的な姿）の素案作成が求められます。

地域計画は現行の「人・農地プラン」をより具体化するのが基本となると考えます。プラン作成期間中にコロナ禍に見舞われたことも影響して、地域で議論なり話し合いを尽くしたとは言いがたい状況だろうと思います。策定者である町は地域の関係機関（農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区）との間で議論を深めるのはもちろんのこと、農業者とも積極的に話し合う必要があります。計画の実行者である農業者が自分たちの計画と思えなければ、どんな立派な計画であっても前に進まないと思います。話し合いの中では将来の地域の農地利用だけではなく、生産しやすい環境とはどういうものなのか、将来的には何を作り、どう販売するのかといった経営問題も避けて通れません。生産と切り離れた議論となっては農業者の理解は得られないと思います。国際情

勢の変化などにより、生産資材価格が高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしている中、持続が危うくなっている自然環境や集落崩壊に不安を抱きながらも、現場は将来の地域の姿をなんとか見つけようとしています。現行の「人・農地プラン」の現状と課題、地域農業活性化に向けた地域計画の見通しについて伺う。

教育現場を取り巻く環境や保護者の価値観が多様化する中で教育は今、令和の「日本型学校教育」の実現に向けて、さまざまな改革が行われています。「主体的・対話的で深い学びの実現」「GIGAスクール構想の推進」「教員の資質・能力の向上」「働き方改革の推進」などがあります。これまでの教育的課題に対して「仕組みと環境」を変える事が学校や行政の仕事であると考えます。学校の働き方改革においても、学校の努力と教育委員会の指導・支援や外部人材の活用などにより以前より業務改善や生徒指導などについて考えるゆとりが出てきたという声も聞かれます。特に部活動は教員の働き方改革や負担などの問題から地域に移行しようとする動きが高まっています。外部指導員制度の充実や部活動手当の改善、学習指導要領への位置付けなど学校を支援する

政策が具体的になってきました。これらの改革の機会に生徒の生涯スポーツの基礎づくりと、教職員も生涯スポーツに参加できるような環境づくりも大切だと考えます。部活動の地域移行に向け具体的な取り組みやスケジュールについて伺う。また、地域移行後の部活動指導者を確保するため、兼業環境整備についても伺う。

こどもの福祉や保健に関わる政策などこども関連政策の司令塔となる「こども家庭庁」が創設されました。就学前のこどもの支援のほか、虐待や貧困対策、いじめ防止を所管する機関とすることが柱で縦割行政の解消、こどもの視点に立った政策の役割が期待されています。

多くの政策を現場で実施する側の町として、こどもの状況に応じた施策を策定し実施する責務が課されるが、これに対応する体制について伺う。

おわりに、教育長としてこれまでの教育現場と教育制度を振り返り、学校での学びの方向性や、これからの教育について考えを伺う。

12 番 三田地 泰正 議員の御質問にお答えします。

初めに、人と農地の地域計画についてですが、議員御案内のとおり、昨年5月に、農業経営基盤強化促進法等が改正され、これまで「人・農地プラン」の取組として行ってきた地域の将来プランが、「地域計画」として法律に基づく市町村計画に位置付けられたところでもあります。

本町では、これまで全町を10地区に分け、全56集落を対象として取組を進め、地域の人・農地の現況等についてのアンケート調査や、地域との話し合いを通じて、中心経営体への農地集積に関する方針、集積目標等を策定してまいりました。

御質問のありました、「人・農地プラン」の現状と課題といたしましては、まず、地域の中心経営体である担い手の不足が挙げられます。また中山間地域においては、小さな農地が点在しており生産規模の拡大が難しい現状にあります。

このような状況を踏まえ、新しく策定する地域計画では、水田の畑地化や農地の集約を通して、高収益作

物の導入や振興作物の生産面積の拡大を図ることにより、農業者にとりましては生産性の高い農業経営に、地域にとりましては持続的な地域づくりにつながるよう取り組む必要があります。

このため、中心的な農業者を始め、農地所有者の皆様様の意向を十分にくみ取る必要がありますので、地域の農業の実情に詳しい農業委員、農地利用最適化推進委員の方々や、関係機関の協力を得ながら、個別訪問や地域での話し合いを重ねてまいりたいと考えております。

なお、本年度におきましては、農地の所有者や利用者からの意向の把握を町内各地区で順次進めているほか、小川地区におきましては、地域計画の策定に向けた話し合いの場の設置について調整を進めており、国が求める令和6年度までに、町内全域で地域計画を策定してまいりたいと存じます。

次に、こども家庭庁の設置の対応についてですが、本組織は、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するための国の新たな司令塔として、本年4月に発

足するものと承知しております。

本町としましては、こども家庭庁の創設予定に伴い、子育て支援の充実強化を図るため、本年度から行政組織を一部改編し「子育て支援室」を新設して、子どもや子育てを取り巻く様々な課題解決にワンストップで取り組んでいるところであります。

今後におきましては、現在、国で策定作業が進められております「こども大綱」の内容に注視しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こどもが地域の愛情に包まれながら、希望を持って未来の担い手として健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

なお、部活動の地域移行と、教育長の教育方針の御質問につきましては、教育長から答弁いたさせます。

教育長答弁

初めに、休日の学校部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュールについて御答弁申し上げます。

国では、昨年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公表したところであり、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指していくこととされております。

また、県では今後、国のガイドラインに基づいた「地域移行に係る手引き」を作成し、市町村教育委員会等が取り組む地域クラブ活動移行への制度設計を支援していくとの方針が示されております。

町では「中学校における部活動検討委員会」で、現状把握と情報共有を図っておりますが、令和5年度には県教育委員会の担当者を迎えて、具体的な進め方等についての勉強会を予定しており、その後、本町の実

情に沿った地域移行の形を模索しながら、可能な限り早期の地域移行を目指していく考えであります。

次に、地域移行後の部活動指導者を確保するための兼業環境の整備についてであります。教師等が報酬を受けて地域クラブ活動に従事する場合、教育委員会から兼職兼業の許可を得る必要がありますので、指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を受けられるよう留意してまいりたいと考えております。

次に、私の教育方針についてであります。学習指導要領の改訂により、小学校での道徳の教科化、外国語活動やプログラミング教育の導入など、教育を取り巻く環境は変遷し、令和3年度からは「GIGAスクール構想」による1人1台端末を活用した学習が始まるなど、教育現場は新たなステージを迎えているものと認識しております。

ICT教育の推進を例にいたしますと、ICT端末を一つのツールとした学びにより、情報活用能力の育成を図っていくことで、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現につながっていくものと捉えております。

また、新学習指導要領における、育成すべき資質・能力の三つの柱である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を育んでいくためには、各成長段階において、将来に向けての見通しを持ち、学びをつないでいくことが重要であります。

その上で、今後、変化の激しい時代を生き抜いていかなければならない子どもたちが備えるべき必要な力として、学力の基盤はもとより「人としての道徳性やたくましさ」「耐える力」など、人間の「芯」になる部分を育てていかなければならないと認識しております。

今後におきましても、郷土を愛し、心身ともに健全でたくましく生きる力を兼ね備えた人づくりを目指すとともに、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。